



福島医発第 247 号（地）

平成 28 年 4 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

電子マニフェスト新規団体加入者（C料金）使用料無料キャンペーンについて

今般、日本産業廃棄物処理振興センターにより、電子マニフェスト新規団体加入者（C料金）使用料無料キャンペーンが実施されることとなり、別紙の通り日本医師会より通知がありました。

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において掲げられた「電子マニフェストの利用割合を平成 28 年度に 50%」とする目標を達成するため、本キャンペーンを実施するとのことです。

別紙にある団体加入の条件を全て満たしている場合、キャンペーン期間中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）は団体加入（C料金）の使用料が無料になるとのことです。地域医師会が利用代表者となり、管下医療機関がそれぞれ電子マニフェストに加入する場合も本キャンペーンの対象になるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上ご検討いただくとともに、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(地Ⅰ 1)

平成 28 年 4 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

電子マニフェスト新規団体加入者（C料金）使用料無料キャンペーンについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、日本産業廃棄物処理振興センターにより、電子マニフェスト新規団体加入者（C料金）使用料無料キャンペーンが実施されることとなりました。

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）において掲げられた「電子マニフェストの利用割合を平成28年度に50%」とする目標を達成するため、本キャンペーンを実施するとのことです。

別紙にある団体加入の条件を全て満たしている場合、キャンペーン期間中（平成28年4月1日～平成29年3月31日）は団体加入（C料金）の使用料が無料になるとのことです。地域医師会が利用代表者となり、管下医療機関がそれぞれ電子マニフェストに加入する場合も本キャンペーンの対象になると聞いております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上ご検討いただくとともに、貴会管下医療機関等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月 24 日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 羽鳥 裕 様

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 岡 澤 和



電子マニフェスト新規団体加入者（C料金）使用料 無料キャンペーンの実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業運営につきましては、平素より特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において掲げられた「電子マニフェストの利用割合を平成 28 年度に 50%」とする目標を達成するため、「電子マニフェスト 新規団体加入者（C料金）使用料 無料キャンペーン」を実施いたします。

つきましては、本キャンペーンに係る資料をお送りしますので、都道府県医師会等に周知していただくとともに、会員の電子マニフェスト加入について、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. キャンペーン概要

(1) 実施期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）～平成 29 年 3 月 31 日（金）

(2) 対象者

キャンペーン期間中に新たに加入した団体加入者（排出事業者 C料金）

(3) キャンペーン内容

キャンペーン期間中に対象者が登録した電子マニフェスト使用料無料（通常 32.4 円/件⇒0 円）

2. 送付資料

・電子マニフェスト使用料無料キャンペーンのお知らせ 30 部

※部数の追加は別途お申し付け下さい。

【問合せ先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 業務推進部

担当：新井、佐藤

TEL：03-5275-7113 FAX：03-5275-7112

電子マニフェスト

新規団体加入者(C料金)

使用料無料キャンペーン

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月閣議決定）に掲げられた目標、「電子マニフェストの利用割合平成 28 年度に 50%とする」の達成を目指して、電子マニフェストの一層の普及拡大が求められています。

この度、普及をさらに加速させるため、平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに加入する団体加入者（C 料金）の使用料を無料とする普及促進キャンペーンを実施いたしますので、この機会に是非ご加入ください。

【キャンペーン概要】

実施期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
対象・内容	キャンペーン期間中に加入した団体加入者（C 料金）の使用料無料【税込 32.4 円/件 ⇒ 0 円】

（注 1）平成 28 年 2 月 9 日以降に加入した方もキャンペーンの対象とします。

（注 2）以下の方は、キャンペーンの対象になりません。

- ①既に入っている方で、A・B 料金から C 料金に変更した場合
- ②既に入っている方で、解約して新たに C 料金で加入した場合
- ③既に入っている方で、新たに追加して C 料金で加入した場合

■キャンペーンのご案内

JWホームページURLを表示

自然にやさしいネットワーク



＜お問合せ＞

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 業務推進部

TEL：0800-800-9023(通話料無料)

FAX：03-5275-7112

ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

団体加入（C料金）とは...

排出事業者が30以上集まって加入する等の条件を満たす排出事業者は、団体加入により加入することができます。団体加入は、利用料金表に定めるC料金（団体加入料金）を適用することができます。

団体加入申込をする場合は利用代表者を登録し、利用代表者が加入手続きの全ての取りまとめを行うことが必要となります。（**キャンペーン対象者は期間中利用料無料です。**）

■団体加入料金表

（税込）

利用区分	団体加入料金 ※（C料金）	個別加入の場合の排出事業者利用料金	
		A料金	B料金
基本料 （1年間）	不要	25,920 円	2,160 円
使用料 （登録情報1件につき）	平成28年度 32.4 円⇒ 0 円	10.8 円	（66 件まで無料） 32.4 円
利用区分の目安と なる年間登録件数	—	1,200 件以上	1,199 件まで

団体加入の条件について

■次の要件を全て満たして排出事業者がまとめて加入する場合に団体加入を適用することができます。

1. 排出事業者の加入者数が30加入以上であること。
2. 利用代表者を指定すること。
3. 利用代表者は、団体加入をした個々の排出事業者の利用料金を代行して支払うこと。
4. 情報処理センターからの運営上のお知らせ等は、原則として利用代表者に連絡するものとし、利用代表者より団体加入をした個々の加入者に伝達すること。

こんな方におすすめです！

1. フランチャイズチェーン

本部が利用代表者となり、30以上のフランチャイズ店舗をまとめて加入することができます。各店舗のコンプライアンスを高め、行政報告等の事務の軽減が実現します。



2. 取引先の排出事業者を導入をお勧めしたい処理業者の方

処理業者の皆様が働きかけて、取引先の排出事業者にも団体加入をお勧めすることができます。利用料無料のこの機会が、電子化を進めるチャンスです。



3. グループ企業

グループ内企業30社以上が、まとめて導入できるチャンスです。グループ全体のコンプライアンスの向上につながります。

キャンペーン期間中に、既存の団体に新規加入するC料金加入者についても対象となります。

この機会に是非ご加入ください！

その他、導入のご相談についてはお問い合わせください。